

立正大学に対する再評価結果

I 再評価結果

再評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

II 総 評

2008（平成20）年度の大学基準協会による大学評価ならびに認証評価の結果、貴大学については、本協会の大学基準に適合しているか否かの判定を保留することになり、必ず実現すべき改善事項として「学生の受け入れ」「教員組織」および「点検・評価」に関する3点、一層の改善が期待される事項として19点の改善報告を求めた。

本協会の評価結果を受け、貴大学は、本協会からの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできた。

必ず実現すべき改善事項のうち、「学生の受け入れ」については、過去5年間の経済学部（昼間主）における入学定員に対する入学者数比率の平均が高かったが、大学として入学定員を管理するための改善方策を検討するとともに、毎年度「自己点検・評価委員会」において、定員管理全般に関するモニタリング検証を行い、問題点については次年度の受け入れの際に改善するよう学長が指示するなど、大学全体で改善に取り組んだ。その結果、経済学部における単年度および過去5年間の平均の入学定員に対する入学者数比率は改善が認められる。

「教員組織」については、大学全体における大学設置基準上必要な専任教員数が経年的に不足していたが、現在は必要数を満たしており、かつ教員数の管理が恒常的に可能となるよう「教員人事に関する申し合わせ」を策定し、学内のルールを改めるなど、大学設置基準上必要な専任教員数を遵守するための措置がとられている。

「点検・評価」については、大学として、自己点検・評価の姿勢・体制・方法に問題が見られたが、学長室に自己点検・評価室を設置し、自己点検・評価の実施体制・方法の見直しを行うなど、所要の改善措置がとられている。

以上の点から、貴大学の改善に向けた努力により、問題点が改善状況にあると確認できたので、現時点で大学基準に適合していると判断できる。

なお、一層の改善が期待される事項として改善報告を求めた19点についても、具体的な事実をもって改善の結果が示され、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できた。しかしながら、以下の点については、改善への取り組みは一定程度認められる

立正大学

が、必ずしも十分な成果が上がっていない。

「教育内容・方法」の学位授与・課程修了の認定については、各研究科の論文審査基準を『学生便覧』『講義案内』に明示するなど一定の改善は認められるが、内容が不十分であること、また、研究指導体制の明文化も一部の研究科では不十分であることから、引き続き検討が望まれる。

「学生の受け入れ」については、法学研究科修士課程および地球環境科学研究科博士後期課程において、いまだ収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、今後一層の努力が求められる。また、各学部において指定校推薦の募集定員が定められていないものの多数の入学者を受け入れていたことについては、募集定員の設定、見直しなどの措置がとられているものの、経済学部および経営学部においては、募集定員の2倍以上の入学者を受け入れており、依然として入学者全体に占める指定校推薦入学者の割合が高いため、引き続き改善が望まれる。

「教員組織」については、「学部別の専任教員1人あたりの学生数の基準」が学内で定められ、専任教員1人あたりの学生数はおおむね改善しているものの、文学部においては、適正化に向けた一層の努力が望まれる。また、専任教員の年齢構成の偏りに関して、改善を求めた4学部のうち、地球環境科学部を除いて改善されておらず、61歳以上の教員が多いため、今後の採用計画において改善の努力が求められる。

今後も、より一層の発展のため、引き続き改善・改革に向けて努力していくことを期待したい。

以 上